

八幡浜市ふるさと納税協力事業者募集要項

1 目的

本市へのふるさと納税の推進と地元特産品のPR及び販売促進を図るため、ふるさと納税を行った市外の寄附者に対して、「ふるさと八幡浜便り」として地元特産品を送付していただける協力事業者を募集します。

2 協力事業者の要件

次の（１）から（３）のいずれにも該当する者

（１）次の①から⑦のいずれかに該当する者で市長が適当と認めた者

- ① 市内で農作物を栽培、収穫している者
- ② 市内で水産物を水揚げしている者
- ③ 市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製品の製造又は加工等を行っている者
- ④ 市内で製品の製造又は加工等を行っている者
- ⑤ 市内でサービスを提供している者
- ⑥ 市内で地元特産品を販売している者
- ⑦ 市内で製造又は加工等された製品を販売する者で、市内に事業所がないことがやむを得ないと認められる者

（※）製造又は加工等には、実質的な変更を加えない単なる農水産物の詰合せや製品の梱包などの簡易な作業は含まないものとする。

（２）市税の滞納がない者

（３）八幡浜市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 37 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者

3 地元特産品の要件

次の①から⑥のいずれかに該当するもので市長が適当と認めたもの

- ① 市内で栽培、収穫された農作物
- ② 市内で水揚げされた水産物
- ③ 市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製造又は加工等された製品
- ④ 市内で製造又は加工等された製品
- ⑤ 市内で提供されるサービス
- ⑥ 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成 31 年総務省告示第 179 号）第 5 条各号のいずれかに該当するもの（別紙 1）

4 協力事業者のメリット

（１）八幡浜市が特産品や協力事業者をPRします。

八幡浜市のホームページ、各種ふるさと納税ポータルサイトや八幡浜市が作成するパンフレットなどに特産品と協力事業者名を掲載します。

(2) 商品の販路拡大につながります。

特産品発送時に自社のパンフレットなどを同封することにより、商品の販路拡大につなげることが期待できます。

5 提出書類

次の①と②を「9 提出先及び問合せ先」に持参、郵送、FAX又はメールにより提出してください。

① 「ふるさと八幡浜便り」協力事業者申込書（別紙2）

② 八幡浜市ふるさと納税返礼品事業者登録申請書（誓約書兼同意書）（別紙3）

6 応募受付期間

随時申し込みを受付します。

7 協力事業者及び特産品の決定

提出書類を基に審査・決定を行い、結果を連絡します。

8 協力事業者として決定された場合の注意事項

(1) 個人情報の取扱いについて

特産品の発送のために、寄附者又は特産品の受取人の住所などの個人情報を提供します。

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に基づくものとし、提供された情報は特産品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど特産品発送以外の目的で利用することはできません。

(※) 市から提供を受けた個人情報をもとに、個別にダイレクトメールなどを送付することはできません。

(2) 特産品の掲載について

特産品の掲載サイトは次のとおりとします。

申込サイト「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」
「amazon ふるさと納税」「JAL ふるさと納税」

(※) 特産品は、年間を通じて品揃えできるものとし、季節商品の場合は、その季節中において品揃えできるものとしします。

また、限定商品の場合は、一定の数量を確保できるものとしします。

(3) 特産品の金額設定について

特産品の金額は商品代金、梱包料及び消費税は含みますが、送料は含みません。

(別紙4)

(4) 特産品の発送について

特産品は、さとふるからの発注メールを基に、協力事業者の責任において発送をお願いします。

※サイト外からの受付(カタログ)に関しては、市から発送依頼を行います。

(5) 特産品代の支払いについて

特産品を発送後、集荷実績日の月末締め翌月末払いとしてさとふるから支払われます。

※振込手数料を引いた金額を指定口座に振り込みます。

(6) 苦情対応について

特産品の品質及び配送などに関して、寄附者から苦情があった場合は、協力事業者において真摯に対応し解決に努めてください。必要に応じて、市に報告してください。

(7) 協力事業者の決定取消について

協力事業者が、次の①から④に該当する行為をしたときは、協力事業者としての決定を取り消します。

① 「2 協力事業者の要件」に適合しなくなったとき

② 「3 地元特産品の要件」に反する特産品を提供したとき

③ 「8 協力事業者として決定された場合の注意事項」の(1)から(6)を遵守しなかったとき

④ 本市に損害を及ぼす行為があったとき

(8) ふるさと納税制度の流れについて

「八幡浜市ふるさと納税の流れ(別紙5)」のとおりとします。

9 提出先及び問合せ先

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 ふるさと納税推進室

TEL : 0894-21-0408 (直通)

FAX : 0894-21-0409

E-mail : furusatotax@city.yawatahama.ehime.jp